

## 4 所得制限限度額について

この手当は、請求者及び生計を共にする扶養義務者の前年の所得（給与所得者の場合は、給与所得控除後の所得）により支給額が決まります。

※この所得には、地方税法の非課税所得以外の所得としていますが、障害基礎年金等を受給されている方については、非課税の公的年金給付等を含めたうえで算出します。

所得額の計算方法

$$\left[ \text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} - 80,000\text{円} - \text{下記の諸控除} \right]$$

※ ① + ②      (給与所得控除額等)      (社会保険料相当・一律)

※ 年間収入金額 ① 前年の収入 ② 養育費の8割

②の養育費は、父又は母が請求者の場合であって、請求者または児童が児童の父若しくは母から前年に受け取った金品等のことを指します。①には母子及び父子家庭自立支援給付金は含みません。

### ◇ 所得制限限度額表（令和3年4月1日現在）

扶養親族等の数	請求者（本人）		孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,630,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	2,010,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,390,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満

※ 請求者本人に、70歳以上の老人扶養親族がある場合は限度額に100,000円、16歳から19歳未満の扶養親族及び特定扶養親族がある場合は限度額に150,000円が加算されます。

※ 扶養親族とは、児童の数ではなく税法上の扶養親族の数です。

### ◇ 諸控除一覧表

障害者控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	雑損控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	医療費控除	当該控除額
寡婦（夫）控除	270,000円	小規模企業共済等	当該控除額
寡婦控除（特別）	350,000円	掛金控除	

### 《ご注意》

母または父が受給者の場合、寡婦(夫)控除・特別寡婦控除は、諸控除の対象に含まれません。扶養義務者や養育者が未婚のひとり親である場合、申請により寡婦(夫)控除のみなし適用を受けることができます。

配偶者及び扶養義務者に老人扶養親族がある場合の限度額加算内容は請求者本人のそれとは異なります。